



比古婆衣

二

4 曾 5
33
2



比古婆衣二の卷

腹赤

伴信友稿



牟のほ多免小獻多腹赤ハカカの御贄ニハ肥後風土記小釋日本紀小引をる
小撮多玉名郡長渚濱在郡昔者大足彦天皇景行天皇誅球磨の大御名
 噌ツ啖ツ還駕之時泊御船於濱云云又御船左右游魚多之掉人
 吉備朝勝以鈎釣之多有所獲即獻天皇勅曰所獻之魚此為
 何魚朝勝見奏申未解其名正似鱒魚耳歷御覽曰俗見多物
 即云爾倍佐爾今所獻魚甚多有可謂爾倍魚今謂爾倍魚其
 緣也コトモトとみえコトする故實フル小よコトして聖武天皇の御世その爾倍

○腹赤

○一

魚の別名スナナあること著くよル件の故事フルコト小よりて聖武天皇の御世天平十五年正月四日小獻らせ始めたおひハ於事も知らまス然る小年中行事秘抄奥書又永仁之頃被書始之處自然被閣之甲嘉曆令終馬奏腹赤贅事の條小官曹事類云供腹赤魚事始功者也云云自昔大足彦天皇御代欽肥後風土記於長渚濱棹人釣之其名曰鱒魚麻湊中系師光朝臣の年中行事又も如此記より但し棹字を漁と作る上小引する書とハ小皆棹とぬまた誤とまスさス棹人ハカチトリとよむタ誤ト和名抄小橋工を然よめりとゆふもゆりし上小舉ぐる書とを小記せ終と全之同説を其名曰鱒魚とあるハ決る傳寫の誤あり今風土記の説小據をて考ふる小官曹事類の本書小を釣之の下小不知其名曰似鱒

魚麻湊あぢゆまハむを麻湊と小字小書多ハ鱒字の訓を注せる也たやくハ寫誤多き抄本あどの世小傳たりた多小據を引ぐるもの多ハ貞治五年の年中行事歌合小右腹赤贅初春の千世の長濱小はまの腹赤も我君のよめ判者申云云云二條関白良基公の旨趣詞小右歌と筑紫國宇土郡長濱小筑紫國宇土郡とハのたぬ記さまがゆあるがうハこも郡名違ハ又長渚濱を歌小ハ長濱とよまれハいとを小誤多ハありさハ今も長洲濱ハ玉名郡小ありハ其處小腹赤村といふもゆりてハ此魚を釣る奉腹赤御贄獻ハ里ありといひ傳ふと定おみきたるありハ至多終を年毎の節會小供まハ定おみきたるあり云云ハかハ鱒ハ魚ハ事ありとも記さハたり然腹赤を鱒の魚乃事とハまハ上小論へ教官曹事類

の誤寫本の文小據^一誤多^二類^三を^四。一條 関白兼良公の江次第抄小腹赤鱒

魚也云云景行天皇御宇於筑紫宇土郡長濱釣得獻之云云公事根源小記さきたるも同じとて公事根源小記さきたる事の件の中行事の首起詞と異ありぬ多きをたもへむ此腹赤の事ももりの良基公の御説小より誤りるものあるは^一又台記小載らるる大饗の饌小腹赤と鱒と別小記さきたるをもくも同魚ありぬ證とらる^二其台記の文か^三くその腹赤の本名の余倍魚ある事ハ^四ハ下小引^五。

上小論へるごや之混^一無^二多^三どおは書ども以併せ考ふる小^四は和名抄小鱒魚辨色立成云鱒魚。音宣波良可今按用^一腹赤^二訓字の旁小朱點を施したるハ聲の平上^三去^四を^五示

二字^一さるあり和名抄いづまの本小もろく聲を施したる^二無きを今伊勢國山田人中西^三類聚名義抄小も鱒^四氏^五の藏てる古馬本小^六らるを採まり^七天台六十卷音義より源ハ^八ラカ未^九新撰字鏡小も鱒^十波良^{十一}○天台六十卷音義より源詳^{十二}鱒魚同^{十三}加^{十四}平盛衰記小も然訓^{十五}。

とみえ撮壤集小^一と鱒ハラアカと訓^二王余倍ハ字鏡小^三鱒石^四

首魚也^一余戸名義抄小^二石首魚を^三二ハク^四チと二名小^五訓^六と

和名抄小^一と鮠唐韻云^二鮠音免辨色立成云魚名也^三とくも

二名を載^一らして^二鮠新撰字鏡小余戸上同書小^三字指云^四鮠

音聰和名其頭中^一有石故名^二石首魚也字類抄小記と載^三らる

たり今彼此を通^一りたりふ小^二余倍を腹赤と稱^三ふはふ小

久知伊之毛知^一といふも別名^二ありさる余倍ハ^三たのれ

ちや之魚市の場^一小見^二ありさる教事^三もあまは^四さるよくも

心をと^一さるさる^二らる^三さる^四小^五あめ^六や^七あ^八る^九魚^十高^{十一}人^{十二}ぞも小

つきてよく尋問^一ふ小^二余倍といふも大魚^三小^四あ^五る^六長^七さ

六七尺むかりなり。まれく小た多海大なるも海をと聞け
 鱗黄イロキ小黒クロ々々光ヒキあり尾小岐マタあり臑丹色ニクニを帯オビて赤アカし。捕
 こや、日を経る布ヌメど小黄オウなるも、臑臑ニクニを白シロくもさるものあり
 石のごまきもの二枚フタツあり此魚の鰓ハシラを于堅ホシカタめたる魚ウツ仁ニ
 倍ベといふものあり。按オシふ小今器チキを粘ネリる料小獸皮シウヒを煮ヌクて製ツク
 膠カウを殊ニ小魚コイサ倍ベといふ。然シカるハ獸皮シウヒ小製ツクるを専センら
 用ヨウふる事コトありたるが故ユヘふても、魚魚イサ倍ベ魚イサよりなる
 名ナあり。さくその小倍コベの小コあるほどを石イシもちと云イハる。又
 別小鏡鯛カキタビといふもの小似コニたるニべといふが海ウミを其ソノ七
 八寸シチハチより大オホなるを見ミべ。脂アブラ少オホきも此コノ魚イサを、加加カ仁ニ倍ベの
 小コさなるをいふ石イシもち小似コニて腹ハラ白シロくも頭カビ中小コ白シロき

石のごまきもの海ウミを長ナガさ一尺イツシツ小過コカざるをも石イシもちと
 いふ。此コノを常トコ小食コクふ魚イサ少オホて脂アブラも少オホあり人ヒト海ウミをぬヌ之ノ知チま
 るがごまき。心得ココロエりてと云イハへ。今イマ按オシふ小尔倍コニベを腹ハラ赤アカ
 といふ。字ジのぢや、腹ハラの赤アカき由ユなり。蝦エビ壤ニク集ツク小コを鱧ハナハラ
 アカと本語ホンゴのまマく小コなる。さく又マタ其ソノ故事コトをおオひて。
 肥後ヒゴの國人ウチノカミ小問コトひ合アせ、魚魚イサ倍ベハハの魚イサ商人シヤノヒの語コトを
 ると全ゼンら同ドウじ。さきど其ソノ大オホなるも今イマの多オホみらば、その小コ
 なるほどなるを七シチ八ハチ寸シユンむか、一イツ二ニ尺シツ小コおよぶるを、ク
 千チとも赤アカグチとも云イハふ。夏時ナツトキくは小コ多オホし、冬フユは魚イサ鱧ハナ魚イサ小コ
 似ニたりやと問トふ。其ソノまマの小コさ、見見ミるハハうち見ミるいいさ、加
 加カ

似しとも云ふ。但し鱒小魚とせしむる圓きうしむる。鯉
 小似てや、ひらたたまるといふり。あつらひふ。小魚小くあべ
 り世小石をもちといふるをた。白クチといふ。形の相似する
 小ありて。腹の赤と白きをりて呼分りあたりと云へり。こ
 是腹赤の一名を久知といふる小合へり。筑前人貝原篤信
 首魚下品也。夏月味美也。頭小碁石のごとくあり。小石二
 西。土小くハグチと云。小なるをクチといふ。大きなるを
 鯢といふ。ニへた四五尺六七尺あり。赤色あり。鱗大あり。腸
 中なる白鯢を膠と云。事本草小見え。り。こををニべと
 いふと云。り。件の文中あり。さうえがさきとこもあは
 ど。さあえ。る。物識の筑紫人の説あり。さへ。ある。ぶ。り。へ。小
 おほく。と。相。合。ひ。て。さ。あ。へ。本。草。綱。目。小。石。首。魚。石。頭。魚。鯢。魚。
 こゆ。さ。を。引。く。は。江。魚。黃。花。魚。甘。平。魚。毒。合。蓴。菜。作。羹。開。胃。益。氣。臨。海。異。物。志。曰。

石首魚出水能鳴。夜有光。頭中有骨如碁子。時珍云。其形如白
 魚。劉翰曰。頭昂大者。長六七尺。扁身弱骨細鱗。黃色如金。首有白石二枚。瑩
 潔如玉。云云。腹中白鯢可作膠。臨海異物志。小者名躡水。其次
 名春來。田九成遊覽志曰。每歲四月來。自海洋。綿亘數里。其聲
 如雷。と云。る。も。合。ひ。て。き。く。も。又。同。書。小。臨。海。異。物。志。を。引。て。
 以鯢為石首魚。非也。とある。一説あり。和名抄小と。字指云
 鯢頭中有石。故名石首魚也。とある。説を取載らる。る。形。り。
 さく。上。小。引。く。る。書。ど。も。小。鯢。鯢。鯢。石。首。魚。あ。げ。別。物。の。ご。と
 く。と。り。く。小。記。し。て。混。ら。は。し。き。ハ。その。と。れ。さ。ぬ。を。バ。よ。く
 も。正。さ。げ。し。く。た。ぐ。そ。れ。め。き。既。く。在。來。し。和。名。の。書。ど。も。を

取集めくものきるが故小おのばら余倍腹赤久知伊之
毛知と別魚のぐまきまきもるあり今引合せて考ふ
む上小辨へるぶごまき漢名和名とも小相合ひて同物
ある事明あるをやまをる魚鳥よら所の物の形状を云へる小其人のこころぐ小見ありたるお
もむさのらむくしてま精しるま躑さもありおどく
おの体うら異なるおどとまこゆるまあり又も同も
小も種々異なるもありま諸國の中おまもとより
形状のありと加しるも同らぬもあり又い
小してもその形状を眼前小見るとま小言小を述ぶ
た小書もはえしむまも漢籍小本草おどい
まのこことまら小精し記さむとま小詳あらぬ
上件小云まらごまらまらまら小詳あらぬ
小ある今皇國の物を漢名小當注まらまら
考さだむら小まらまらまら但
鱧字いよ見在る漢の字書ども小見え既くお國

小くら廢たるあるま上小引くま古書ども小其
字おしてままかく今肥後の長洲の腹赤村まま
るまららま鯛の一種小赤まら腹赤ありと呼てま
へ御贄小奉まらまらまと國人いまらねの
まら小まら國人の其魚を生まなら似せ画小書まら
見まら小まら件まの談のまら見まら腹ハ白く彩またり
まられ御贄獻る事の廢て久まく年経るほぞ小まら名
まらまらまらまらまをまらまらまら
る後の世小あらまらまらま漁翁まらまら
強言ハ志出ままら小まらまらま爾倍魚を腹赤と

申て御贄コトシキ小獻る縁コトシキを上小舉たるごとく之を肥後風土記小見
えし景行天皇球磨噌啖ウヂを誅ウヂて還駕カヘリマシと云云の故事
小依りて上小引たるごとく之を官曹事類小天平十五年正月
四日始供と見え江次第抄コトシキも天平十五年正月十四日官曹
事類コトシキ四日とあり太宰府進之コトシキ毎年可供之由被定と
記されり公事根源小記公事根源小記コトシキも同ト此事續日本紀
のり此故事をありひく獻られし事あり然らむ正
月七日小青馬を覽る事コトシキの始れと云くも内々小も
のりたよるるを恒例とせざるをみるか之を官曹
事類小腹赤魚筑後肥後二國所出委見コトシキ兩國風土記とあり
ハ肥後ハ然カる事あら筑後よりも獻る縁コトシキ今其風土記

の文絶て知べし由なきされど之も又同書小供腹赤魚
事始自大足彦天皇御代故肥後風土記於長渚濱云云とみ
え此外の書ども小も同ト趣小記也然を風土記小長渚濱
の條小載たるをとおもむ筑後を長渚小近く隣をられむ
それより其の海上小くぞ其魚を獲りたり此事は下にも云
故兩國より獻るるを太宰府の解文を具へり朝廷小進
る例とありしめて延喜内膳式の年料太宰府の別貢小腹
赤魚筑後肥後兩國所進出其數隨得と載らむ是なり
但一肥後の長渚の濱を其時天皇の御船泊りたる地あり
之を記すも其事小係カケて風土記小記せざるなりさく又

腹赤御贄を平城天皇の御世小停多へる日本後紀小大
 同元年五月巳卯停献諸國雜贄腹赤魚木蓮子等以息民肩
 也とみえざり次多へる嵯峨天皇の御世小舊小復しめ
 て弘仁の内裏式小其儀を載らるりかへり其を進るさ
 よんその内裏式元正受群臣朝賀式の條宮内省氷様進る
 ところ此文小省丞以下史生以上相分與主水司官人以下
 共執氷様又與太宰使同執腹赤御贄省輔相扶入自同門建
門を共安庭中退出一人留就位奏曰宮内省申久モトリツカ乃
 今年收氷合若干處云云供奉流礼事又大宰府進流腹赤
 乃御贄一隻長若干尺進流樂久申賜等申無勅訖退出即膳部

モトリベラ水部等入自承秋門取氷様腹赤御贄退出とみえざり
三代實録小元慶二年春正月丁酉朔天皇不受朝賀樹
雨降雪也七曜曆藏氷様腹赤魚等所司付内侍奏と
多るこやう也此式延喜宮内省式小載らる かく
り江次第は腹赤奏若違期不奉七旦奏之
 件の申詞小腹赤の御贄一隻長若干尺とみえ
 るを上より引つるを引く太宰府解文寸法長九尺
 九寸とありと見え年中行事抄より師遠朝臣年中長
行事裡書小記せる寸法も同
 九尺九寸あるを定まる寸法とて其を一隻太
 宰府の解文を具へて進まる例ありとみえざり
申詞小長若干尺とありとより寸法の定まる事
ありとみえざり寸法を記せる解ありとみえざり
おもゆるまじと上より引つる三部の書に載つる解文と
九尺九寸あるをとおもへる寸法は然定まり

○腹赤

○九

きで府の解文小より申取例ある故小式小ハ若干尺
と書ききたるものあるべし源平盛衰記小筑紫より
たつこの使の上るをうい道十五日と聞えしと云へ
ることも見えたり此魚さばうり遠き筑紫より進まじと塩
齎り奉り ○清原元輔集小大戴之小のり正月小たら
しある事 ○とらふまのおくせしけりし小美吉野も若
菜はむらん波さをもこの檜をらみけし日頃をぬ 然るを
まは筑紫より御贄献る便小贈るるあるべし
その腹赤の御贄小上小辨へたる小倍の殊小大きある
を選びて進まじたりし小能あるなり但し小倍を腹赤とい
するハ小能詔所至一後の世小肥後よりりの方言の别名
あるを心ぎたあるを腹黒といふ小むあへく腹赤と呼ぶ
小心能明きよし小きささえくをうしきかさをあむ申は
まくに受まひくる小ゆやあむむそのつ小まを詔りて負

せまへ小余倍魚の名を廢まへるハその古事を賞て慕ひ
あつる小を似げ形之い中をちをしき其を御贄の料小
釣るるさまを西行法師が山家集雑部小はらりあを申しを
のほををバ十月一日小おらけあり志をほ小引あげく京
へたのほを侍るそ能つまの繩をるか小遠く引くして
とほる舟の其繩小あよりぬるをむかちかゝりてかう
けがほしと申すむつあしと侍るなりそのころをよめる
たらふけるあほらとぞたのうけ繩小ふあけつ過むとぞ
おのふ肥後より里小海路あくの事とさるえしと
た大海岬あり共集中小西行 又此魚を節會の御饌小供
筑紫に下りし事とえたり

しきほら。年中行事歌合。良基公の腹赤贅の歌。昔趣詞
小。右歌ハ筑紫より腹赤の魚と奉まり。昔ハ節會の御饌
もど小もや。あぐ供し。るとあや。腹赤の食様と。とひさ
したるを皆取渡して食ふ。と。い。おも。とら。と。さ。様。あ。と
侍ると書し。と。王。公事根源。小記。さ。と。も。同
節會の御饌と。其を獻まる。元日。と。お。ち。御饌。小調。と。供へ奉る。
群臣。小を賜ひ。と。ある。と。又。と。ひ。さ。したるを皆取渡して
て食ふ。り。と。と。と。と。大魚。ある。と。さ。や。成。何。ら。と。と。大。麗。と
と。に。盛。と。て。賜へ。る。を。屠。と。食ひ。と。次。々。小取渡して食ふ。例
あり。と。小。と。何。と。と。む。内膳。式。年。料。貢。物。を。載。ら。と。て。右。諸。國

所貢並依前件仍收贅殿擬供御但腹赤魚収司家と。と。え。と。
是。む。と。お。と。尋。常。の。供。御。小。奉。ら。ぬ。事。と。あ。り。と。と。と。と。
と。か。と。と。此。魚。を。尋。常。の。饌。小。用。と。る。事。の。も。の。小。見。何。と。り
た。と。と。仁。平。二。年。正。月。廿。六。日。の。台。記。の。大。饗。の。儀。を。記。さ。れ
と。る。中。小。蕨。一。盃。某。々。腹。赤。一。盃。某。々。白。絹。面。鯉。鱈。一。盃。盛。様
器。敷。鏡。葉。重。敷。濱。木。綿。と。見。と。と。と。と。盤。外。の。第。三。小。と。並
居。雉。鯉。鱈。鯛。と。何。と。て。鯛。を。ハ。別。小。記。さ。と。と。り。上。小。も。論。ひ
た。と。と。あ。や。と。腹。赤。と。鯛。と。同。物。あ。ら。ぬ。證。と。は。と。と。と。と。江。次
第。の。執。事。の。條。に。供。膳。小。第。二。臺。居。乾。物。五。盃。生。物。五。环。是
赤。切。と。み。え。と。り。此。儀。と。と。と。供。膳。の。品。物。を。載。ら。と。と。と。と。小

○腹赤

〇上

似_レ於_二別島_一屬_二陸_一之山_七知_レ別_レ在_レ之島_八朕欲_レ知之仍_レ勅_二神大野_一宿
稱_二看_一之征_レ到_レ此郡_一爰_レ有人_一迎_レ來_レ曰_レ云_レ云_レと見_レえ_レる_レの_レあ_レさ_レ小
此_レ時_一の事_一小_レ符_一合_レへ_レま_レい_レま_レ國_一圖_一を_レ見_レて_レ案_レふ_レる_レ小_レ高_一來_一郡_一を
海_一抄_一小_レさ_レい_レ出_レく_レ温_一泉_一嶽_一と_レり_レへ_レる_レ大_一山_一の_レ見_レゆ_レて_レ長_一渚_一濱_一小_レ遠
二_レ難_一ひ_レた_レる_レぶ_レ別_一島_一の_レど_レと_レ久_一見_レゆ_レる_レを_レる_レづ_レ其_一山_一の_レ見_レゆ_レ
る_レさ_レは_レ小_レは_レさ_レる_レ考_レた_レら_レむ_レ小_レを_レ行_一官_一の_レ舊_一蹟_一も_レ探_レ知_レら_レる_レ
へ_レさ_レあり_レて_レ又_レ西_一行_一の_レと_レら_レら_レの_レ釣_レる_レ大_一の_レさ_レと_レぎ_レた_レと_レよ_レる_レ
を_レ高_一來_一の_レ海_一中_一小_レさ_レい_レ出_レく_レ岬_一こ_レた_レる_レの_レ海_一路_一の_レ事_一を
考_レ説_一を_レ見_レく_レ諾_レひ_レて_レ○肥_一後_一の_レ隈_一本_一人_一中_一島_一廣_一足_一の_レ腹_一赤_一の
れ_レと_レ努_レ々_レら_レく_レ彼_一山_一形_一似_レ於_二別島_一云_レ云_レと_レ詔_レひ_レく_レる_レ高_一來_一郡
温_一泉_一山_一なり_レこの_レ山_一下_一四_一面_一海_一小_レ至_一里_一と_レり_レ田_一地_一の_レ御_一村_一の
を_レ但_一し_一西_一の_レ方_一に_レ海_一中_一小_レ遠_一小_レ津_一十_一町_一と_レり_レ涇_一二_一里_一と_レり_レ海
高_一と_レ岬_一の_レど_レと_レ久_一見_レゆ_レる_レを_レる_レづ_レ其_一山_一の_レ見_レゆ_レ
上_一十_一四_一五_一里_一と_レり_レ離_一る_レと_レき_レだ_レか_レの_レさ_レる_レ時_一を_レさ_レら_レみ_レて_レ海
の_レ小_レて_レお_レも_レむ_レさ_レふ_レより_レて_レ別_一島_一の_レと_レ見_レゆ_レる_レさ_レえ
御_一覽_一ハ_一一_一た_レま_レい_レあり_レさ_レる_レ今_一長_一渚_一の_レ海_一邊_一を_レ五_一里_一と_レり_レ南
小_一伊_一倉_一と_レ云_レふ_レさ_レる_レ今_一長_一渚_一の_レ海_一邊_一を_レ五_一里_一と_レり_レ南
ハ_一古_一名_一の_レ倍_一魚_一の_レ故_一事_一小_レ由_一り_レる_レ負_一ひ_レた_レる_レある_レは_レる_レ

よ_レ長_一渚_一小_一四_一王_一寺_一宮_一と_レ稱_レを_レる_レ神_一社_一の_レ景_一行_一天_一皇_一の_レ皇_一子_一
四_一柱_一を_レ合_レせ_レ祀_レ至_一奉_一る_レ云_レ傳_レへ_レる_レ但_一し_一其_一御_一名_一を_レ詳_一ら_レ
る_レ小_一女_一石_一神_一社_一の_レ景_一行_一天_一皇_一を_レ祀_レ至_一奉_一る_レと_レ云_レふ_レ其_一處_一小_一天
皇_一の_レ御_一腰_一居_一と_レま_レひ_レた_レる_レ行_一幸_一の_レ時_一に_レ舊_一蹟_一小_レは_レる_レ祀_レ至_一
二_一社_一を_レ風_一土_一記_一小_レ見_レえ_レた_レる_レ行_一幸_一の_レ時_一に_レ舊_一蹟_一小_レは_レる_レ祀_レ至_一
奉_一る_レと_レ云_レふ_レ其_一時_一四_一柱_一の_レ皇_一子_一を_レ輶_一と_レり_レた_レる_レ其_一御_一
小_一四_一王_一子_一宮_一を_レ其_一時_一四_一柱_一の_レ皇_一子_一を_レ輶_一と_レり_レた_レる_レ其_一御_一
子_一を_レ由_一り_レて_レ祀_レ至_一奉_一る_レ形_一を_レる_レづ_レ其_一山_一の_レ見_レゆ_レ
注_一ぎ_一る_レ行_一官_一の_レ舊_一蹟_一小_レは_レる_レ祀_レ至_一奉_一る_レと_レ云_レふ_レ
大_一天_一皇_一の_レ御_一腰_一居_一の_レ石_一を_レ御_一石_一と_レ稱_レを_レる_レ詛_一ぎ_一る_レ其_一を
地_一名_一小_一を_レ呼_レび_レや_レふ_レ御_一社_一の_レ号_一も_レ稱_一し_レあ_レら_レる_レ小_一也_一
む_一十六_一日_一阿_一蘇_一國_一今_一肥_一後_一國_一阿_一小_一到_一る_レひ_レ七月_一四_一日_一筑_一紫_一後_一國_一
御_一木_一筑_一後_一國_一三_一毛_一郡_一今_一の_レ三_一池_一郡_一と_レり_レ小_一到_一る_レ高_一田_一の_レ行_一官_一小_一
入_一御_一座_一七日_一八_一女_一縣_一今_一筑_一後_一國_一上_一小_一到_一る_レ八_一月_一的_一邑_一今_一筑_一後_一
郡_一小_一到_一る_レ御_一座_一明_一る_レ十九_一年_一九_一月_一廿_一日_一日_一向_一國_一高_一屋_一の_レ行_一官_一

○腹赤

○三

の漁人と入雑^ニして、網をおろさる處ありといひし。然るに其
ほどの海中^{ワタナ}あつたの事ある事なれど、筑後のうらふも其
國の事と係^カ々々風土記にも誌^ヒして奏上^{タテマツ}たる事あり。然るに
風土記の原書ハ元明天皇の和銅六年の制より進ま
るものあり。此事ハ別ニ考注せらるる事あり。但し
但し此時御船を長渚濱^{ナガサヅ}泊^トまひたりしを、其の
其古事の迹も、もたら肥後國に遺^トりて、世にも語を傳へた
る。其の御贄の魚も、和兩國より隔年^{トシゴト}に獻^トらるる事あり
た。其の御贄の魚も、和兩國より隔年^{トシゴト}に獻^トらるる事あり
事のいへざるを、おもむき、故にりて、やと停めらるる事
る。傳^ト。源平盛衰記に、ちらみの奏し、魚あり。天智天皇の
い、ちが位小はさるるを、ざりたる時、君ハ乞食の相お

く、おのれと申され云云。西國の御修行あり。筑後の江
崎、こきまし云處を通らるる事あり。小云云。網のく、漁人
は召きて、御贄の魚も、和兩國より隔年^{トシゴト}に獻^トらるる事あり
御小召きて、思召し、其名を御尋り、りたる事あり。建
申す。云云。といふ。是は、かたが、説^ト説^トを、筑後の
事を、りたる。ハ、片々、古説の遺^トりたる。を、り交へたる。小
や、りたる。件の地名。さ、りたる。故事、小よきて、天平十五年、小
かどなる考あり。此魚を始て獻^トする度、其の、中、に、大、さ、あ、る、を、取、り、選、び
く、一、隻、獻^トする。御代々、例、と、な、り、た、り、な、る、魚
。その西行の歌の詞書に、腹赤と申す魚の釣を、十月一
日、は、あ、り、た、り、十二月、小、引、り、た、り、京、へ、た、の、お、せ、待、り、
る、釣、の、御、贄、は、る、り、た、り、遠、く、引、り、た、り、云、云、と、り、へ、る、も、大
魚、を、釣、り、た、り、と、さ、り、た、り、十二月、小、京、に、獻、り、料、を、十月
日、より、釣、り、た、り、切、り、た、り、例、と、な、り、た、り、九、尺、九、寸、を、あり、な
る、大、さ、あ、る、を、獲、易、か、ら、ざ、り、た、り、が、ゆ、え、に、然、る、や、と、り、釣、り、
し、る、例、あり。さ、り、た、り、其、を、進、り、た、り、の、申、詞、に、腹、赤、一、隻、長、

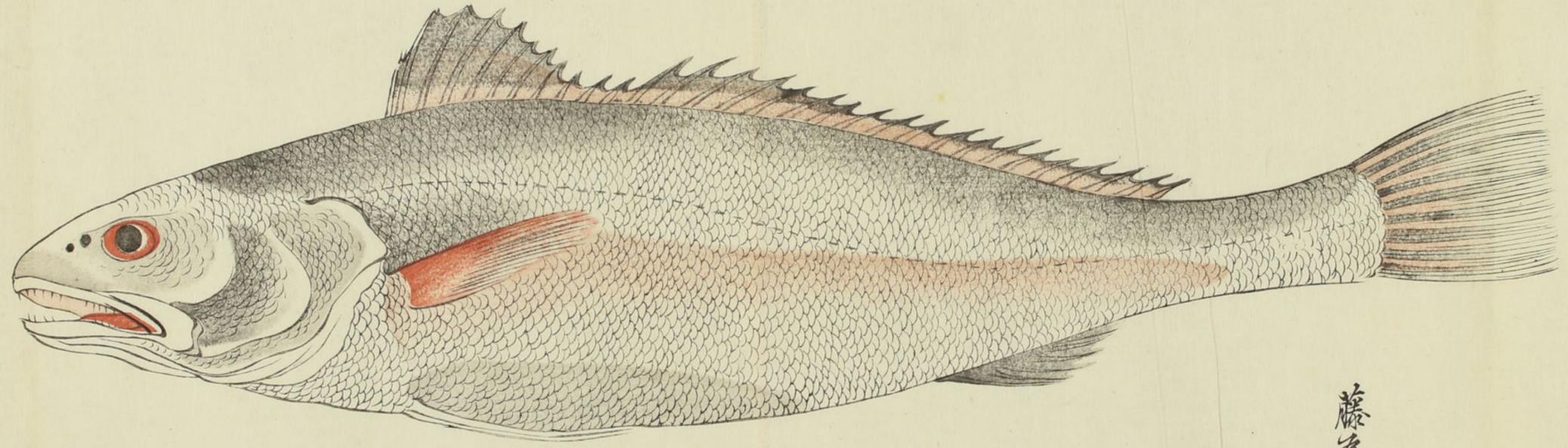
○腹赤

○五

若于尺と寸法を申し例あるを其魚の大なる由を称へた
るしと云ふに大宰府の解文亦必九尺九寸と注し例
ありと云ふるに天平の始に度の寸法は例よりれり小
大魚おどの長を量り小九尺九寸ありむ少も一丈と量
るに足らざりしをぬきざる然るにたらしぬ寸法を計し
て御世々々の例よりきんせらるるを漢國より九々の
數を盡し無き理の詭ありざるを考へたるを云ふに
大宰府の官人の解文に記し御世を實ハ然し七寸法
賀に奉るるを受ふひたるありあはれし實ハ然し七寸法
を合はるるを御世の中勝るる大なるを選り出て進
たらし小ぞあべきかて源平盛衰記に治承五年正月
一日所らるるに年立ちぬりたれども内裡を東國の兵
草南都の火災小よけ朝拜あり節會をあり行をさるれ

とも主上出御をあり舞樂も奏せび吉野の國栖も参らば
たらりけ奏も無るをりたりたふく行をさける事もみあり
ありけりさるるに御ありりる
此前年よりの世に乱のさま
本書そはらありの書どもみ
えとまゝ百練抄に壽永三年正月朔日辛卯節會不進腹赤
贅依西國賊亂也とも見えとる
壽永二年七月平氏黨安徳
天皇を擁奉りて都を西
國に趣たる事諸書に見えとるがごとく中にも玉海に平氏
去八月廿八日入鎮西了放火以外云云肥後國住人菊池豊
後國住人白木御方等未歸服と見えたりそののみ肥後國に
たり乱ありひやるべしかくて都より上皇の御計ひと
し八月廿日尊成王を帝と定むつと御世のさる
西國より恒例の獻物をどけべしとありらば
を思ひやる小此頃より廢たさるる御世のさる
上小りる西
行り歌よみと
前の事と云ふに建武年中行事小元日節會云云七曜
○腹赤
○共

仁倍魚之形狀



藤為恭字之



〇月日蝕

身蝕の蝕入のけりもあつた

二語の蝕字のなほさかたに

月日の蝕をええといふ由

近き頃とありて古事あひふともがく日月の蝕といふと
 とふなるを古えハエといふなりと心えて文をぞふをも
 のそめをされど和名抄にも蝕字の下に和名を載らるは
 其餘古^{ホカ}丸書どもの訓もをさく見あはるべしたゞ書紀
 の古訓は推古三十六年三月丁未朔戊申日有蝕盡之とあ
 る蝕盡をハエツキタルト訓ふ舒明八年正月壬辰朔日
 蝕之とある蝕をハエタリと訓ふ次は九年三月乙酉朔丙
 戌日蝕之とあるとある
の訓も皇極二年五月乙丑日十六月有蝕之とある蝕字もハ
 エタルトとらふ又天武九年十一月壬申朔日蝕之ととらふ

いふところ終るはハエタリと訓る是ぞ其ハエといふ言
の書に見えたる始あるべきさして其蝕をハエと云へるは
日月の光映の翳るを思て反さよ映と云ふしとるは
て死を奈保苗病を夜須美葦を與志など云ふと同じ例を
るべし但し映の意なりかふに假字ハエなるべきを此に
擧ぐる推古紀なりハエと作るかよを誤寫して天武紀
ハエと書るをよるしかるべし死をべて書紀の假字ハエ古
も交するを後人の作ひかえたるを此なり其言の義を考
へて誤し用して推古紀ある日有蝕盡之をハエツキタル
アリと訓るハエを蝕の名として其ハエは残るぬるか

うまるとる由あり但しこの字はさぐりて訓る詞ありをよ
くの當らば字をよなしてはノコリナクハエタリなど訓
むべきなり或人此説を執りて因に問ふ天地定位をさる
後今今の定のあやしくあはるる日月の蝕あるべきを上世
ハエのさるる理を窺測を知るべきに非ざれば人皆のい
ふに怪し畏はるるを既くより賢く志く物の理を
測るる漢人さるるあは古への天の変異として畏はるる
かふさあえたり然るに書紀のいへ上御代の卷々ハエ一度
も此事を記されどあて推古天皇の御世に及て載始め
るはなるハエのさるる答へるる後世のさるる天學推歩の

術明ろふなきを^上の意の^レなる^レておもへむ^レを
する^レの^レおとし^レ然^レと^レ説^レする^レごとく^レ天地^レ定位^レする^レ後^レハ
あり^レび^レ蝕^レあり^レぬ^レを^レ世^レ々の^レ人^レ皆^レた^レの^レつ^レの^レ見^レ知
る^レを^レり^レて^レさ^レく^レ不^レ怪^レし^レち^レも^レ畏^レし^レち^レも^レお^レり^レふ^レを^レ不^レ知^レる^レに
ま^レく^レさ^レく^レ不^レ蝕^レの^レ事^レを^レい^レふ^レ名^レも^レあ^レく^レて^レぞ^レあり^レ経^レ々
也^レ。上古^レの^レ人^レの^レた^レり^レし^レる^レあり^レし^レれ^レ後^レの^レ世^レハ^レあ^レる^レを^レせ^レて^レハ
あ^レの^レづ^レの^レ詞^レも^レさ^レく^レる^レを^レま^レく^レ無^レ用^レは^レ物^レは^レ名^レつ^レく^レる^レ事
あり^レた^レを^レさ^レく^レあ^レる^レべ^レる^レ今^レの^レ世^レハ^レも^レい^レて^レ邊^レ土^レあり^レも
の^レな^レど^レ不^レ然^レれ^レひ^レさ^レり^レて^レあ^レる^レも^レ多^レみ^レあり^レ其^レを^レい^レつ^レて
の^レ國^レあ^レても^レ上^レ世^レハ^レあ^レる^レ思^レひ^レて^レあ^レり^レし^レを^レ漢^レ國
の^レ世^レを^レ治^レる^レ謀^レハ^レ天^レ変^レあり^レし^レて^レ畏^レま^レく^レ不^レ神^レ祭^レの

ぞして^レ人^レを^レお^レも^レむ^レを^レも^レたり^レる^レが^レ漢^レ籍^レハ^レ古^レく^レ書
秋^レの^レ始^レ隱^レ公^レ三^レ年^レハ^レ二^レ月^レ己^レ日^レ有^レ食^レ之^レと^レ書^レし^レる^レを^レ始^レと^レす
度^レ々^レに^レ記^レき^レり^レ其^レ中^レハ^レ文^レ公^レ十^レ五^レ年^レ六^レ月^レ辛^レ丑^レ朔^レ日^レ有^レ食^レ之^レ鼓^レ
用^レ牲^レ于^レ社^レと^レ書^レし^レる^レ下^レの^レ左^レ氏^レ傳^レハ^レ日^レ有^レ食^レ之^レ天子^レ不^レ舉^レ伐^レ鼓^レ
于^レ社^レ諸^レ侯^レ用^レ幣^レ于^レ社^レ伐^レ鼓^レ于^レ朝^レ以^レ昭^レ事^レ神^レ訓^レ民^レ事^レ君^レ示^レ有^レ等^レ威^レ
古^レ之^レ後^レハ^レ推^レ歩^レの^レ術^レも^レて^レ豫^レて^レ窺^レ測^レを^レ知^レる^レ世^レと^レなり^レて^レも^レ猶
む^レあ^レし^レの^レ例^レハ^レ因^レ准^レて^レ史^レも^レ書^レ載^レる^レ例^レと^レあ^レる^レを^レと^レぞ^レと^レす^レ也
え^レる^レ漢^レ國^レの^レ後^レ漢^レの^レ世^レハ^レ未^レより^レ日^レ月^レ蝕^レを^レ皇^レ國^レの^レ
推^レ考^レる^レ法^レ始^レり^レて^レ漸^レハ^レ精^レ密^レと^レあ^レれ^レる^レ也
ても^レ推^レ古^レ天^レ皇^レの^レ紀^レより^レ始^レて^レ日^レ蝕^レを^レり^レて^レ載^レら^レる^レ也
ハ^レ此^レ御^レ世^レを^レ始^レて^レ漢^レ國^レの^レ曆^レを^レ用^レひ^レる^レも^レより^レて^レあ
る^レ蝕^レを^レも^レ推^レ考^レて^レあ^レる^レ國^レ風^レを^レあ^レぬ^レび^レ書^レ記^レめ^レ置^レつ^レる^レ也
る^レ此^レ遺^レる^レを^レ彼^レ國^レの^レ史^レハ^レ例^レひ^レて^レも^レい^レき^レら^レる^レ也

勿_レ法_レ也_レ。但_レ漢國の史は月蝕を記する例は見えざる事
なほ小書紀は皇極二年五月乙丑と天武九年十
 一月丁亥との二_レ度_レの月蝕を載_レ儀制令に凡大陽虧
られし件の二度ともは十六日あり
 有_レ司預奏皇帝不_レ視事百官各守_レ本司不理_レ務過時乃罷_レと
の春秋は鼓用_レ牲_レ于社
 るも漢國風をまねびあへるなり。
の春秋は鼓用_レ牲_レ于社
ひあをさざりつるハあはれあハ神事を重_レし
しまひて漢風を用ひたるなりしあり
 尔ハ日月蝕至上當_レ日月曜時御慎_レ殊重_レ。
御注不然年非_レ輕天
 子殊不當_レ其光雖蝕以前以後不當_レ其夜光日月惟同以席_レ衆
廻御殿如_レ供御不當_レ其光日蝕未_レ明前月蝕未_レ基
月不_レ人々可_レ
 泰籠御持僧或他僧奉_レ仕御修法其上於御殿有_レ御讀_レ經。
中有
 出居堂童子引_レ廻席之上内引_レ軟障外席所衆引_レ之内藏人引

之_中又曰凡日月蝕_レ月内猶不_レ聞音樂又止_レ行幸警蹕_下と記
畧
此順徳院の御世の頃ハまを以_レ月蝕をさへに
させまへに
かく忌むるを
ありしなり
 ありし事_レの起_レハ陰陽家佛家_レの謾説_レせるを信_レま
 ひたるしあるぞし吾妻鏡は文治六年六月十四日丁酉二
 位家渡御小山兵衛尉朝政之家云云今夜依_レ月食_刻令_レ止宿
 給_レお_レ元久元年九月十五日甲戌將軍家其夜白地入_レ相列
 御亭云云今夜依_レ為_レ月蝕不_レ意亦御逗留_レといふ事も見え
西行が山家集は月蝕を題して歌よるに
のいひて影_レを
を
らむ
らむ
 何_レの故實も勿_レれしと_レのなきをらりしあるを
ユエ

ら。そは光の翳^{カク}はくを見て忌々^ユしが小おもりるも。あを
しの人^ニ真情^{マコロ}なれた。あをその世^ニあはくひのまゝ。又
小^サらりてハそは日其夜を避^{サケ}て。そのまゝもよあはる。紀
を。さして因^ニ論^イふ書紀中推古天皇の御世より始^イりて。所謂
天変地妖を載らして漸^ニ多^クあはれ。上^ニいふ事とせむ。此
御世より。もはく漢風の曆を用ひ始^メる。小^サつけて。彼國
風として天地の間^ニ在^リとありて行はる。物事ハ。さへて
人の智^チを。其理^リを測^スを定め。するが如く。小^サの。あはる。事
そのまは心^{ココロ}あはくひ。を。さ。世^ニは常^ニ小^サ異^ニある事^ノ行^ハる
を。あ。ひ。も。さ。ち。た。く。云^ヒ。舉^テ。吉^ク凶^クを占^ウ候^ヒ。あ。は。か。く。小^サ定

め論^ハひ。あ。や。さ。る。俗^{マシ}あれた。史^シも。あ。も。記^スる。例^レあ。る。と。皇
國^{クニ}あ。し。て。も。それ^レあ。は。く。ひ。あ。は。る。世^ニと。あ。は。る。事^ノ。故^レあ。り。
そ。も。天^ノ変^ニ地^ノ妖^ノあ。ど。い。さ。る。事^ノ。は。し。め。万^ノ物^ノ事^ノ。小^サは。な。
世^ノの常^ニあ。は。ぬ。あ。見^エえ。さ。あ。え。な。ど。せ。あ。は。は。な。し。祥^ニ災^ノを
占^ウ候^ヒ。ひ。も。し。さ。ら。だ。ら。ひ。さ。御^ノ世^ニ。小^サ。さ。る。事^ノ。の。度^々。出^ル來^ル
て。世^ノの禍^ハ災^ハも。多^クと。さ。あ。あ。る。ハ。然^シる。世^ノの人心^ノ。小^サ。あ。は。く。さ。
そ。あ。ら。ぶ。神^ノの御^ノ所^ニ。為^スる。事^ノ。多^クと。さ。あ。あ。る。ハ。其^レ御^ノ世^ニ。々々^ノの
史^シ籍^{シキ}。も。小^サ。心^ヲを。と。め。し。さ。み。あ。ち。り。ひ。さ。して。近^ク。御^ノ世^ニ。よ。か
ま。て。さ。る。あ。は。く。を。さ。く。あ。は。な。ま。あ。ら。ひ。され。む。か。を。ま。て
世^ノ間の安^クき。く。穩^クあ。る。に。験^ト。比^シ。づ。く。さ。く。は。は。し。ひ。さ。く。

のうへふとて此おもむきをさす人さしりふく
をくしと心を鎮て尋常あり事遭りて肝弱お
ちほひておとさる殃を招くおとさることおめし
或僧此説を讀見ていふ吾う佛門めていふ一へ聖寶僧正
よ道助法親王勅よりりて日蝕を祈を止めある法驗
の事正しと書小見えり又日本紀小阿豆那比の罪とい
ふ事小よきて天下常暗となりける由とえけるも數日日
蝕ある小ふ又天日の歩成停免て隱きけるなるは佛
力神力の妙なる事ハ凡慮をすて測知るべからず定理の
推歩は小あづきて論ふべき小あづきていふかと詰問を

るに書はくして答うらく佛力の事ハ予が信ざる道ありを
あづくるといふじ神力の妙なる事ハいふもさうある但し
今汝の證とある事ハみか事實小違へりよははるは聖寶僧
正の事佛書小ハ元亨釋書資治表小寛平十年云云九月朔
聖寶祈日蝕自注小九月朔日有食之詔沙門聖寶祈焉天晴
不虧勅親御衣とみえりさきど年号の記しとあたる
まの論ふが事あれむが正しとさすは誤し其も寛
平十年ハ八月十九日ハ昌泰と改えありとさすハ九月ハ其
元年ハ係て記すべきとさすは寛平と記さるハ誤なりか
て此時の聖寶が事ハ扶桑畧記小寛平御記を引て寛平九

年九月一日癸酉太政官奏可有日蝕而日不蝕上申律師聖寶大東
寺要録を案ふる御修法終罷帰山召給衾一條と載るるこ
小今年齡七十醍醐寺雜事記殘編に上文缺て可有日蝕而不日蝕
是なり因律師聖寶修法終罷帰山召給衾一條記文所と記
せり下文を考ふる然るを司曆の過みて日蝕無かりつる
に此時不當とす也天変なりと驚きたるをほしてゆくりとぬに其御祈の御
修法をせりるなる日本紀畧小此日の條小日蝕諸司
廢發とのみ載するのゆくりのじぬ當日の儀を志るざる記
録を採り載たるゆくり其差誤を志し事を志るざるゆくりし
が故なるゆくりかとして同書小翌昌泰元年九月一日戊戌日
有蝕之と記ざるを實の日蝕よすといふありつる然るをか

の釈書小は寛平九年の日蝕無ありつるによする御修法
を昌泰元年の實の日蝕の時此事として聖寶が祈よりり
て蝕の止むたりし由小云ひある説のばやくあるを
を正しゆくりと採載するものなり釈書の撰者師鍊ハ
ゆくりとてゆくりと虚言をぬ人とゆくりと道助法親王の御事
おもたるれをゆくりとさぐりたるゆくり一本平治と六年六月廿六日丙寅よ
り大炊殿より仁王経の御修法しゆひ法る事を記して七
月四日癸酉御結願中畧修中有日蝕御祈請書雖不被載彼御
祈之由至六月晦日通曆よりりて日の干支をもて推勘ふ
日と書るる跡晦一向可有御祈請之由被申國々而朔日早旦
ありしゆくり

天晴四方不見雲至巳始陰雲氤氳大雨滂沱未刻天晴蝕惣
不現法驗揭焉。獻感是甚。下とある。仁王經御修法中、
別日蝕小よきて災あるむ事を懼きあひて、更ニ其前日
小詔あきて其御祈をもせさせあるる形なり。蝕の前日小被
申國々々ある
え、翌の朝は蝕の刻ありて小のゆき後、此詔を承知する
るも、蝕小よりする災無ありと見えむ御祈をせさせむと
かかくて、是れ日蝕の刻はなびて、陰雲起る大雨の降い
で、日の見えざる小よきて、蝕も見えずに、法驗を
とらして獻感あしし形なり。もとより日蝕を止免すま
ちむは御祈するは
蝕のさゆるを忌ませむとあり、雲霧あどりの覆ひて、
まさしく見えざるべくものき侍せむるものぞ、
是れ件の兩度此事ハ法驗によきて、蝕の止むたらしむ

あしがる事明なり。新後撰集に、春のころ月蝕を祈して思
ひたぐきくる法印能海ありむと、小心づくは春の月、
をれしゆのるをとりとるを准へくもさ
るをし、縦やむのしは汝たち徒の書たるも、祈の法
驗よりして、蝕の止むる由記あるが、あつむも、その
垣内ありて、少しくものあつむも、
其を實とおひふべきゆあり、但し建武年間の舊記に、建
武元三十六无月蝕事、被綸旨、月蝕天雖泛青玻璃之色、月
不掩黑水精之容、三才之和融也、一朝之光華也、法驗、所露獻
感無端者、綸旨如此悉之、謹狀、三月十七日、右少弁藤長師僧

正御房同十八日被捧請文云。月蝕不正現事。片雲雖盡。碧漢望月不蝕。蒼天併酬金輪之德化。消玉鏡之災變者。欽尚以羊質拜鳳輪。生前之面目。老後之大慶也。加曆吻宜令奏達。恐々謹言。三月十八日。權僧正亮禪。左辨官。と記せること見えり。此ハ後醍醐天皇。去年武家北條が徒を討にしまひ。絶て久しうをつる。公家一統の御政。復さむとせざるをみる。御事始の頃。其より前の甚しき世の乱。よゆりきて。曆博士の測量定まらざる。月蝕の非考ある。又ハ蝕分の頑曆といふがひて。さハ免らざる薄蝕なるべき。あつて他ハ測るに知るもの。ありたるにたりて。亮禪をうへひきて。月

蝕の御祈をそくのめし奉るもの。あきて。亮禪が法験あつて。月蝕を祈止らんと欺き奉るものなきをむと決し。さるる件の旧記に載る。同年の八月二條河原の落書小。此頃都ニハヤル物。夜討強盜謀論旨。召入早馬虚駱動。生頭還俗自由出家。俄大名迷者。追後讒人禪律僧。下克上スル成出物。云云賢者カホナル傳奏ハ。我モ々々トミユレドモ。巧ナリケル詐ハ。ヲロカナルニヤ劣ルラン。云云。譜第非成ノ差別ナク。自由狼藉世界也。云云。天下一統メツラレヤ。御代ニ生レテサマノノ事ヲミキクゾ不思義トモ。京童ノ口スサミ。十分ノ一ヲモラスナリともえらる。當時の御

世のさまをいひ合ふべし。又阿豆那比の罪よりりて
云云の事ハ、神功紀攝政元年二月の條よりえらるること
テ、皇后故ありて忍熊王字攻多ふとして、紀伊國不幸し。小竹
宮に遷坐せる時の文に、適是時也。晝暗如夜。已經多日。時人
曰、常夜行之也。皇后問、紀直祖豐耳曰、是怪何由矣。時有一老
父曰、傳聞如是。惟謂阿豆那比之罪也。問何謂也。對曰、二社祝
者共合葬歟。因以令推問巷里有一人曰、小竹祝與天野祝共
為善友。小竹祝逢病而死亡。天野祝哭泣曰、吾也。生為交友。何
死之無同穴乎。則伏屍側而自死。仍合葬焉。蓋是之乎。乃開墓
視之。實也。故更改棺槨各異處。以埋之。則日暉炳燦。日夜有別

と記されたるあり。此事紀伊國天野社記に品太天皇
天都社國都社山門川海門定賜時
尔、伊刀郡佐夜久乃宮大座時、為雲雲。在時止、持尔、鷄毛
不、鳴伎、故爾、時尔、常尔、冥尔、在止、知奴、占相、依此、事然、問諸、人
等、召集、豆問、尔、不得、知事、但國、造豐、耳占相、豆申、尔、伊刀
村、君等、祖兄、地弟、地二人、申伎、召上、時參、向來、德神、陰明、一町
明、而參、上坐、伎、然、即奈、奈尔、在止、天皇、問賜、伎、即申、父、都
奈、合尔、在止、申、伎、即奈、蘇都、奈合、止、問賜、伎、即天、野、乃祝、止、神
野、乃祝、止、二人、同心、在、豆、死、利、止、死、止、母、生、止、母、同、棺、柩、入
牟、止、云、伎、止、即豐、耳占相、申、伎、とみえ、り、希、ら、し、る、古、文、な
り、誤、字、あり、て、る、り、は、ま、と、是、一、の、古、傳、あり、併、考、ら、る、べ、し、
ハ多日、日以蝕、ありて、天下、常闇、より、る、は、あ、し、其、時
皇后、の、れ、つ、し、あ、し、ける、紀伊國、より、り、みて、數日、怪、る、雲
霧、あ、ら、ぬ、深、く、起、塞、ありて、日光、を、隔、て、晝、も、夜、の、ごと、く、暗
り、を、は、る、由、あり、天、石、屋、が、隱、の、御、時、の、事、ハ、古、事、記、に、高、天

原皆暗翬原中國悉闇因此而常夜繼と記され書紀の文は故六合之内常闇而不知晝夜之相代とも天下恒闇無復晝夜之殊とも云えて然るた
かゝる別なる神社の祝を合葬る事を神の厭悪する
故ありて然る怪氣の起りしあるは其を阿豆那比之罪と云つるを阿
豆那比の相宇豆那比の言便罪の大被の詞をどりり意
あり此ををり神の厭ひ悪くする都美あるべし
社記に都奈合とあるも都奈比ともみて阿さそむりしを
豆那比の阿を省くる語言ありしをば
然ること此の如しを老父の聞傳へる在つるが云云と申
さる小なりてその傳説は志すひて墓處を異
みして埋おさせらひりり終むやめて怪氣も去て日暉
尋常のごとく炳燦するところなるし趣ありとのれを

あを一處に神異あり日蝕るは何れぞのやと天日小
づつ終る事あり何れぞし專明なるも然を也水鏡平城天皇の段
又此帝位はつさうなる日御弟の神野親王天磯を東宮
小しきせたまひありし頃帝はてしなく御心の御心
すし御事ある侍と告申されし頃東宮は恐るるを
ひてひりてをばるるとのうすせしめを冬嗣の御事
でりくぬあすに死あり侍るべきよと人のかたはれ
ぬをばある父帝のみをく疾は祈を申させたまふべ
しと申すをひしを東宮日の御をうごくとてははる
庭にれりさせたまひして遙に柏原の陵に方々拜して
あえまげくと泣きをれへ祈を申させたまふに
りく終り世の中又みちて徳のごとくふあらしめを帝
大に警をぬれりて御占ありし小柏原天皇の
御崇と申すを帝はをささせたまひて陵の方を拜し
たり此事を悔申させたまひしを三日ありて
やうく天を申すごとく晴きと見えたりも
みは阿豆那比之罪ありしを御陵に坐よま御崇の崇

五年前の事... 父乃... 此書月伴信近志...
 弘化四年... 月伴信近志...

嘉永五年壬子全部

官許

文久元辛酉年六月
二編發兌

江戸

永樂屋次助
紙屋徳八

大坂

河内屋喜吉
河内屋茂吉
秋田屋右左衛門

京都

大文字屋与三吉
丁子屋源次郎
橋屋久吉
越後屋治吉
藤村伴吉
林芳吉
田中屋治助

